

目 次

津市規則

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

津市告示

津市議会の招集

公示送達

公示送達

津市白山生活排水処理施設に係る使用料徴収事務委託

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

津市モーターボート競走場有料指定席エリア設計業務公募型プロポーザルの実施

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業公告

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市監査委員告示

監査結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年８月１９日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第４０号

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則（令和２年津市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「２１日から翌月の２０日まで」を「１日から末日まで」に改め、同項ただし書を削り、同条第２項中「１０日」を「２１日」に、「祝日法による」を「国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する」に改める。

第１３条に次の１項を加える。

- ３ パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、別表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日（同欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日、土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。）とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第１３条関係）

基準日	支給日
６月１日	６月３０日
１２月１日	１２月２１日

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、令和４年８月２１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の第１２条第１項及び第２項の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬について適用し、同日前の勤務に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬については、なお従前の例による。
- ３ 令和４年１０月に支給するパートタイム会計年度任用職員（月額で定める

報酬を支給される職員を除く。)の報酬の計算期間は、改正後の第12条第1項の規定にかかわらず、同年8月21日から同年9月30日までとする。

津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年８月３１日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第４１号

津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則の一部を改正する規則
津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則（平成２７年津市規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表の２調整指数表中「１から１０まで」を「１から１１まで」に、「１から８まで」を「１から９まで」に、「９の」を「、１０の」に改め、同表の表第８項を次のように改める。

８ 保育所等で就労する保育士等	保護者が本市に所在する保育所等で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）として月１２０時間以上の就労を予定している場合（育児休業から復帰する場合を含む。）（保育所等の利用を開始する日の属する月の初日以外の日から就労を予定している場合は、（）内の指数を適用する。）（本市に所在する保育所等を利用中で他の保育所等の利用を希望する場合を除く。）	３０ （５）
	保護者が本市に所在する保育所等で看護師、栄養士、調理員又は保健師として月６０時間以上の就労中である場合（就労を予定している場合（育児休業から復帰する場合を含む。）を含む。）又は保育士等として月６０時間以上の就労中である場合若しくは月６０時間以上１２０時間未満の就労を予定している場合（育児休業から復帰する場合を含む。）（本市に所在する保育所等を利用中で他の保育所等の利用を希望する場合を除く。）	５

別表の２調整指数表の表中第１０項を第１１項とし、第９項を第１０項とし、第８項の次に次の１項を加える。

９ 小規模保	本市に所在する小規模保育事業所を利用している	１０
--------	------------------------	----

育事業の利用	児童が満3歳に到達した日の属する年度の3月31日で退所（退所予定を含む。）し、かつ、その翌年度の4月1日から他の保育所等の利用を希望する場合	
--------	--	--

附 則

- 1 この規則は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和5年4月1日以後の保育の利用に係る調整について適用し、同日前の保育の利用に係る調整については、なお従前の例による。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和４年８月３１日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第４２号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する
規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成１８年津市規則
第５７号）の一部を次のように改正する。

第４条第８号中「第２条第８号、第１０号、第１１号、第１３号、第１６号、
第１７号及び第２０号から第２６号までに掲げる施設使用予定日」を「第２条
第８号から第２６号までに掲げる施設 使用予定日」に改め、同条中第９号か
ら第１１号までを削り、第１２号を第９号とし、第１３号を第１０号とし、第
１４号を第１１号とする。

附 則

- １ この規則は、令和４年１０月１日から施行する。
- ２ 改正後の第４条の規定は、令和５年４月１日以後の使用に係る予約の手續
について適用し、同日前の使用に係る予約の手續については、なお従前の例
による。

津市告示第 2 1 1 号

令和 4 年第 3 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和 4 年 8 月 2 9 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 2 1 2 号

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部特別滞納整理推進室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 4 年 8 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 1 3 号

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 4 年 8 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書

津市告示第 2 1 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市白山生活排水処理施設に係る使用料

2 委託先

川口北区長	渡邊 壽美男
川口中区長	西田 政朗
川口南区長	西田 將徳
大角区長	上田 真也
双川区長	小林 洋之

3 委託期間

令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 2 1 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年芸濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 8 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

北神山区自治会

三重県津市芸濃町北神山 3 6 2 番地

代表者 駒田 操

2 変更に係る事項

規約に定める目的

変更前	次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 回覧版等区域内の住民相互の連絡 (2) 道路、里川水路及び防犯設備等の保全管理 (3) 美化及び清掃等区域内の環境整備 (4) 公民館・ゴミ集積場・大願寺及び火葬場等の維持管理 (5) 家庭消毒及び集落排水処理場清掃の実施 (6) 婦人会・子供会・老人会及びボランティア等の育成と助成
変更後	本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 回覧板等区域内の住民相互の連絡 (2) 道路、里川水路及び防犯設備等の保全管理 (3) 美化及び清掃等区域内の環境整備 (4) 公民館・ゴミ集積場・大願寺等の維持管理 (5) 家庭消毒及び集落排水処理場清掃の実施

	(6) 婦人会・子供会・老人会及びボランティア等の育成と助成
--	--------------------------------

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の規約に定める目的の変更が、令和４年４月３日の通常総会において承認されたため。

津市公告第 1 1 4 号

次のとおり津市モーターボート競走場有料指定席エリア設計業務公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 4 年 8 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務の概要

(1) 件名

津市モーターボート競走場有料指定席エリア設計業務

(2) 業務内容

別紙「設計業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 予算額

45,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 担当部署

津市ボートレース事業部経営管理課

〒514-0815 三重県津市藤方637番地

電話 : 059-224-5105

FAX : 059-222-8210

E-mail : 224-5105@city.tsu.lg.jp

2 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ (<https://www.info.city.tsu.mie.jp/>) からダウンロードすることができます。

また、令和4年8月17日（水）から令和4年9月1日（木）までの期間に、担当部署（津市ボートレース事業部経営管理課）でも配布します。配布時間は、午前9時から午後5時までとしますが、期間中のボートレース津のレース開催日に限ります。

3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施の公告（実施要領の公表）	令和4年8月17日（水）
質問書提出期間	令和4年8月17日（水）から 令和4年9月1日（木）正午まで
質問回答	令和4年9月5日（月）
参加申込（辞退）届、参加資格書類、及び企画提案書等の提出期間	令和4年8月17日（水）から 令和4年9月16日（金）正午まで
参加資格審査結果の通知	令和4年9月20日（火）

審査	令和４年９月２２日（木）
審査結果通知	令和４年９月２８日（水）
契約締結予定日	令和４年１０月１２日（水）

４ 参加資格要件

以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であることとします。

- (1) 津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第７条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑（登録）証明書
- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当するものでないこと。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 過去１０年以内に、グループ席を含む数種類の指定席を持つ施設または有料席を含む公営競技施設について実施設計の実績を１件以上有していること。
- (9) 入札参加資格審査の申し込みにおいて、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 審査方法等

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たすかつ業務実績書等、企画提案書、及びDVDの提出があった参加書に対し、「津市モーターボート競走場有料指定席エリア設計業務プロポーザル方式審査基準」に基づいた審査方式で審査を実施する。審査については、津市モーターボート競走場有料指定席エリア設計業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）において行います。

なお、審査委員会は外部の有識者及び本市の職員で構成するものとするが委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しません。

(1) 審査の方法

基礎能力を審査する実績等の業務経歴書、提案の適格性妥当性を審査する企画提案書とその内容を説明したプレゼンテーションの模様を録画したDVDの視聴により、評価に係る点数を合計し、その総合計点数の最上位

者を当該業務の履行に最も適した候補者として決定するものとします。

6 契約手続き等

審査の結果により最上位として選定された最優先候補者を当該業務に係る随意契約の見積徴取の相手方として、契約の交渉を行います。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行います。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は「津市モーターボート競走場有料指定席エリア設計業務プロポーザル方式実施要領」によるものとします。

【問い合わせ先】

津市ボートレース事業部経営管理課

電話 : 059-224-5105

FAX : 059-222-8210

E-mail : 224-5105@city.tsu.lg.jp

津市公告第 1 1 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 4 年 8 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 4 年 8 月 1 7 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市雲出長常町字十ノ割 1 2 8 4 番及び 1 2 8 5 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
京都府京都市山科区御陵大津畑町 4 0 番地
大成メタル株式会社
代表取締役 福尾 智秀

津市上下水道事業公告第 23 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 8 月 22 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年8月22日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和４年度水工第２３号 寿町及び東丸之内地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市　　寿町及び東丸之内	地内		
工 事 概 要	配水管布設工　DIPφ150mm　125.5m　　　　　　　　　消火栓設置工　単口地下式　２箇所 配水管布設工　DIPφ100mm　42.7m　　　　　　　　　不連続仕切弁設置工　φ150mm～φ100mm　２箇所 配水管布設工　DIPφ75mm　18.1m　　　　　　　　　　舗装本復旧工　２,109m2 配水管布設工　PPφ50mm　15.3m 仕切弁設置工　φ150mm～φ50mm　10箇所			
工 期	契約締結の日から 令和5年2月14日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】Ａ２・Ａ１
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	２級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から　　令和4年9月5日　　まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から　　令和4年9月5日　　まで		
	販 売 店	創作工房ネオ　津市一志町井関96ー１　Tel.059-293-6100		
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年8月25日　　午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年8月31日　　ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年9月5日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便(株)津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年9月8日 午前9時00分 津市上下水道庁舎２階　入札室			
予 定 価 格	38,390,000 円　（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年8月22日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和4年度下工公補第15号 津第3－3処理分区公共下水道工事				
工事場所	津市 高茶屋小森町		地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 36m 小型マンホール工 4箇所 ます設置工 3箇所				
工 期	契約締結の日から 令和4年12月9日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地域・格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年9月5日 まで			
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年9月5日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和4年8月25日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和4年8月31日 ホームページにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和4年9月5日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開札日時及び場所	令和4年9月8日 午前9時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	4,401,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

津市教育委員会告示第10号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和4年8月19日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和4年8月26日（金） 午後2時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和4年度津市一般会計補正予算（第7号）＜教委所管分＞について
- (2) 令和4年度津市学校運営協議会委員の一部任命替えについて

津市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 26 日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	堀	口	順	也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項に規定する事務の執行

第3 監査のテーマ

公の施設に係る使用料の減免について

第4 監査の目的

法第244条第3項において、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと定められている。

また、使用料は、住民が公の施設を利用する対価として、受益者負担の原則に基づき徴収するものであり、これを減額又は免除することは、本市が有する権利（債権）を放棄する特例的な取扱いであることを認識して事務が執行されなければならない。

本市においては、令和3年12月に津市公正公平な市政の確保に関する条例が制定されたことから、不特定多数の住民が利用する公の施設において、公正公平に使用料減免事務が執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

第5 監査の対象

1 対象施設及び対象部局

法第244条の2第1項の規定に基づき条例設置されている公の施設（他の法令に設置根拠を持つ施設、使用料が無料の施設、指定管理者により管理されている施設及び公営企業会計・特別会計に属する施設を除く。）を所管している部局に監査調書の提出を依頼し、令和3年度における使用料の徴収状況（利用件数、歳入金額）、減免状況（件数、金額）等について全体像を把握した。

その結果、設置条例数として57条例となり、その中から、使用料の

減免に関する基準（以下「減免基準」という。）の整備状況、使用料の減免件数、減免金額等を総合的に勘案して、次の施設を監査の対象とした。

(1) 対面監査（監査委員質疑実施）

施設名称	条例名称	対象部局
津リージョンプラザ	津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例	スポーツ文化振興部文化振興課
津市芸濃コミュニティセンター	津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課
津市芸濃保健福祉センター	津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課
津市錫杖湖水荘	津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課
津市落合の郷	津市落合の郷の設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課
津市錫杖湖畔キャンプ場	津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課
津市芸濃総合文化センター	津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課

(2) 書面監査

施設名称	条例名称	対象部局
津市アストプラザ	津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例	市民部 アストプラザ
津市ポルタひさいふれあいセンター	津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	久居総合支所地域振興課
津市立成コミュニティセンター	津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	久居総合支所生活課
津市安濃コミュニティセンター	津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	安濃総合支所地域振興課
津市波瀬ふれあい会館	津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	一志総合支所地域振興課
津市コミュニティ	津市コミュニティセンターの	一志総合支所

ティプラザ川合	設置及び管理に関する条例	地域振興課
津市サンヒルズ 安濃	津市サンヒルズ安濃の設置及 び管理に関する条例	安濃総合支所 地域振興課
津市サンデルタ 香良洲	津市サンデルタ香良洲の設置 及び管理に関する条例	香良洲総合支所 地域振興課
津市美杉総合 文化センター	津市美杉総合文化センターの 設置及び管理に関する条例	美杉総合支所 地域振興課
津市センター パレスホール	津市センターパレスホールの 設置及び管理に関する条例	商工観光部 商業振興労政課
津市まん中広場	津市まん中広場の設置及び管 理に関する条例	商工観光部 商業振興労政課
津市榊原農民 研修所	津市榊原農民研修所の設置及 び管理に関する条例	久居総合支所 地域振興課
津市久居農村 婦人の家	津市久居農村婦人の家の設置 及び管理に関する条例	久居総合支所 地域振興課
津市美里農業 研修センター	津市美里農業研修センターの 設置及び管理に関する条例	美里総合支所 地域振興課
津市一志農村環 境改善センター	津市一志農村環境改善センタ ーの設置及び管理に関する条 例	一志総合支所 地域振興課
津市白山農民研 修所	津市白山農民研修所の設置及 び管理に関する条例	白山総合支所 地域振興課
津市美里文化セ ンター	津市美里文化センターの設置 及び管理に関する条例	美里総合支所 地域振興課
津市白山総合文 化センター	津市白山総合文化センターの 設置及び管理に関する条例	白山総合支所 地域振興課

2 対象年度
令和3年度

第6 監査の期間

令和4年4月15日から同年7月25日まで

第7 監査の方法

監査に当たっては、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 減免に係る事務手続は、条例、規則等に基づき適正に行われているか。
- 2 減免基準は整備されているか。その内容は適正なものとなっているか。
- 3 減免による使用料の額の算定は、条例、規則等の規定に基づき適正になされているか。

第8 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

(1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの

(2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

なお、監査の結果における減免件数、減免金額等は、監査対象部局等から提出された監査調書に基づくものであり、本監査において数値の正確性を保証するものではなく、参考数値として記載している。

また、設置条例とあるのは、当該施設の設置及び管理に関する条例のことを、施行規則とあるのは、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則のことをいう。

第9 監査の結果

1 津リージョンプラザ（スポーツ文化振興部文化振興課）

(1) 条例名

津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民の教育、文化等の向上並びに健康及び福祉の増進を図るため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

1, 488件

イ 令和3年度歳入額

11, 344, 458円

(5) 減免の状況

(単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	1, 067	1, 067
金額	0	6, 824, 130	6, 824, 130

(6) 講評

監査した限りにおいて、指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

2 津市芸濃コミュニティセンター（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

地域の自主的な活動を育成し、他地域との交流を図るとともに、地域のコミュニケーションの核となる施設として、様々な集会、会議等に利用することにより、文化の向上及び生涯学習の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

367件

イ 令和3年度歳入額

107, 550円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	3 2 3	3 2 3
金額	0	9 0 6 , 1 9 0	9 0 6 , 1 9 0

(6) 講評

設置目的に即した減免基準の整備について（意見）

当該施設と津市芸濃保健福祉センターについては、「芸濃総合支所管内の公共施設使用料の減免措置の統一的対応」を基準として減免の可否を決定している。

当該基準は芸濃地域全体の施設を対象としていることから、産業経済団体や福祉法人等も含めて公共的な活動をしている団体であれば広く減免できるようになっている。

減免基準については、利用者間の公平性や、各施設の設置目的等を考慮して策定することが望ましく、設置目的が同一の施設において減免基準が異なっていることや、設置目的が異なる施設で同一の減免基準を用いていることは適切とは言えない。

他地域の類似施設との整合性について検証するなどし、それぞれの施設の設置目的に即した減免基準の整備について検討されたい。

3 津市芸濃保健福祉センター（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

総合的な保健福祉施策を推進し、保健福祉の増進を図るため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

5 4 1 件

イ 令和 3 年度歳入額

4 0 , 5 6 0 円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	5 0 3	5 0 3
金額	0	9 5 6 , 5 3 0	9 5 6 , 5 3 0

(6) 講評

設置目的に即した減免基準の整備について（意見）

当該施設と津市芸濃コミュニティセンターについては、「芸濃総合支所管内の公共施設使用料の減免措置の統一的対応」を基準として減免の可否を決定している。

当該基準は芸濃地域全体の施設を対象としていることから、産業経済団体や福祉法人等も含めて公共的な活動をしている団体であれば広く減免できるようになっている。

減免基準については、利用者間の公平性や、各施設の設置目的等を考慮して策定することが望ましく、設置目的が同一の施設において減免基準が異なっていることや、設置目的が異なる施設で同一の減免基準を用いていることは適切とは言えない。

他地域の類似施設との整合性について検証するなどし、それぞれの施設の設置目的に即した減免基準の整備について検討されたい。

4 津市錫杖湖水荘（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

本市の良好な環境を活用し、地域と都市との交流及び定住の促進、地域の活性化並びに住民の健康の増進及び福祉の向上に資するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

3 0 件（多目的ホール等）、2 1 6 人（客室等）

イ 令和 3 年度歳入額

5 7 7 , 0 6 0 円（8 3 , 0 0 5 円（多目的ホール等）、4 9 4 , 0 5 5 円（客室等））

(5) 減免の状況

ア 多目的ホール等

(単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	1	3	4
金額	13,065	8,880	21,945

イ 客室等

(単位：人、円)

区分	減額	免除	合計
件数	126	0	126
金額	277,885	0	277,885

(6) 講評

ア 不適正な減免手続について（指摘）

当該施設では、利用促進の取組の一環として、令和3年2月1日付けの総合支所長決裁により、1泊以上で10名以上の団体に対し、使用料の2分の1を減額することとしている。

しかしながら、当該利用促進策を周知するチラシには、決裁と異なり設備器具の使用料が無料と記載されており、これに基づき1団体に対して、減免申請の手続なしに使用料を全額免除していた。

これらのことは、減免の決定が権利（債権）の放棄という重要な意思決定であることを職員が十分に認識することなく、安易に事務処理を行っていたと言わざるを得ない。

今後は、関係法令を遵守した適正な減免手続が行われるよう徹底されたい。

イ 不適正な公金の取扱いについて（指摘）

当該施設では減免基準により、1泊以上で10名以上の団体については、使用料の2分の1が減額されることになっている。

しかしながら、基準を満たす団体から減免申請があったにもかかわらず、使用料の一部を減額することなく正規の料金を徴収していたものがあったことから、本監査中に戻出処理を行うに至った。

当該団体のものを含め、減免を決定した全ての決裁に、減免金額の記入がなかったことから、チェック体制が機能していなかったことは明らかである。

今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、設置条例及び施行規則に基づ

く使用料徴収事務を徹底されたい。

5 津市落合の郷（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市落合の郷の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

豊かな自然に恵まれた農山村地域において、多様化する都市住民のニーズに応え、都市住民と農山村地域との交流を深め、農山村地域の活性化を促進するため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

5 件（教室（ホール））、927 人（バーベキュー施設）

イ 令和3年度歳入額

298,330 円（10,960 円（教室（ホール））、287,370 円（バーベキュー施設））

(5) 減免の状況

ア 教室（ホール）

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	3	3
金額	0	42,240	42,240

イ バーベキュー施設

（単位：人、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	0	0
金額	0	0	0

(6) 講評

正規の申請書の徴収について（意見）

使用料を免除した3件の申請については、任意の借用依頼の文書が提出されているのみであり、施行規則で定める使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出されていなかった。

免除となっているのは、全て市関係部局の使用によるものではあるが、正規の申請書により受付をし、使用許可及び免除決定することを徹底されたい。

6 津市錫杖湖畔キャンプ場（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

自然とふれあう場、レクリエーション活動を行う場等を提供するとともに、観光旅行者の利便性を向上させることにより、本市の観光の振興を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数

405件（多目的ホール等）、1,556人（入場料等）

イ 令和3年度歳入額

1,596,800円（1,354,180円（多目的ホール等）、242,620円（入場料等））

(5) 減免の状況

ア 多目的ホール等

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	0	0
金額	0	0	0

イ 入場料等

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	0	0
金額	0	0	0

(6) 講評

監査した限りにおいて、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

7 津市芸濃総合文化センター（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民の生涯教育の振興を図るとともに、文化的な事業の用に供する

ことにより、住民の生活の向上に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

2 1 1 件

イ 令和 3 年度歳入額

9 0 4, 6 9 0 円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	1 6 1	1 6 1
金額	0	2, 2 1 8, 1 1 7	2, 2 1 8, 1 1 7

(6) 講評

利用者間の公平性の確保について（指摘）

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号において、市民ホールの使用許可申請期間は「使用しようとする日の属する月の 6 月前の月の初日から 1 0 日前まで」と定められている。

しかしながら、令和 3 年 3 月 4 日に 1 団体から、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの毎週、合計 5 1 日分をまとめた使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出され、一括して使用許可及び免除決定していたものがあり、その金額は合計 7 6 万 6, 9 3 0 円となっていた。

また、当該団体は、地域住民による地域文化の振興に寄与する活動団体ではあるが、同施設の減免基準において、使用料の減免対象となる団体として明示されている社会教育関係団体、社会体育関係団体、文化関係団体のいずれの団体でもなかった。

正規の使用許可申請期間の前に一括で使用を許可することは、利用者間の利用機会の公平性を損ねるものであり、減免基準に該当しない団体の使用料を免除することは、施設の維持管理費の一部を受益者が負担する原則に反するものである。

ところが、減免を決定した決裁には、どのような理由によりこれを認めたのか記入されておらず、説明責任を十分に果たしていると

は言えない。

減免基準に該当しない団体を減免しようとする場合には、特定団体を優遇しているとの疑念を招かないよう、理由を明確に示したうえで市長決裁を得るとともに、利用者間の公平性を確保するために施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。

8 津市アストプラザ（市民部アストプラザ）

(1) 条例名

津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例

(2) 設置目的

住民相互の連帯意識を高揚するとともに、住民による積極的な交流等の場として供し、住民の福祉の増進を図る等のため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

2, 144件

イ 令和3年度歳入額

16, 125, 391円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	147	569	716
金額	349, 780	3, 970, 390	4, 320, 170

(6) 講評

監査した限りにおいて、指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

9 津市ポルタひさいふれあいセンター（久居総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

情報活動を通じた地域の振興並びに住民の交流及びふれあいの場の充実を図り、もって住民の福祉を増進するため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

399件

イ 令和3年度歳入額

982,285円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	162	162
金額	0	675,270	675,270

(6) 講評

減免基準はないものの、監査した限りにおいて、免除としたものに指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

10 津市立成コミュニティセンター（久居総合支所生活課）

(1) 条例名

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

地域の自主的な活動を育成し、他地域との交流を図るとともに、地域のコミュニケーションの核となる施設として、様々な集会、会議等に利用することにより、文化の向上及び生涯学習の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

49件

イ 令和3年度歳入額

0円

- (5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	4 9	4 9
金額	0	6 2 , 9 2 0	6 2 , 9 2 0

- (6) 講評

減免基準はないものの、監査した限りにおいて、免除としたものに指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

11 津市安濃コミュニティセンター（安濃総合支所地域振興課）

- (1) 条例名

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

- (2) 設置目的

地域の自主的な活動を育成し、他地域との交流を図るとともに、地域のコミュニケーションの核となる施設として、様々な集会、会議等に利用することにより、文化の向上及び生涯学習の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するため

- (3) 減免基準の有無

無し

- (4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

1 5 6 件

イ 令和3年度歳入額

0 円

- (5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	1 5 6	1 5 6
金額	0	1 6 5 , 6 6 0	1 6 5 , 6 6 0

- (6) 講評

使用許可申請書及び使用料減免申請書の適切な取扱いについて
(意見)

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使

用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、全ての使用許可申請書下段の使用料算定欄及び使用料減免申請書下段の減免額算定欄が記入されていなかった。

また、156件の使用料減免申請書のうち、9件に減免理由が記入されていなかった。

免除となっているのは、全て市関係部局の会議等によるものではあるが、減免理由が記載されているか確認を徹底するとともに、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入し、公文書としての適切な取扱いを徹底されたい。

12 津市波瀬ふれあい会館（一志総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

地域の自主的な活動を育成し、他地域との交流を図るとともに、地域のコミュニケーションの核となる施設として、様々な集会、会議等に利用することにより、文化の向上及び生涯学習の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

41件

イ 令和3年度歳入額

13,430円

(5) 減免の状況 （単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	37	37
金額	0	68,050	68,050

(6) 講評

コンプライアンスの徹底について（指摘）

施行規則第5条において、使用許可申請に対し、使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式）を交付す

るものと定められている。

しかしながら、所定の様式ではなく、提出された使用許可申請書原本を修正テープで加工し、その写しを使用許可書として交付していた。

また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。

使用許可及び免除決定に際しては、施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。

13 津市コミュニティプラザ川合（一志総合支所地域振課）

(1) 条例名

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

地域の自主的な活動を育成し、他地域との交流を図るとともに、地域のコミュニケーションの核となる施設として、様々な集会、会議等に利用することにより、文化の向上及び生涯学習の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

5 3 9 件

イ 令和3年度歳入額

1 0 2 , 3 7 0 円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	4 7 1	4 7 1
金額	0	7 6 1 , 6 7 0	7 6 1 , 6 7 0

(6) 講評

コンプライアンスの徹底について（指摘）

施行規則第5条において、使用許可申請に対し、使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式）を交付するものと定められている。

しかしながら、所定の様式ではなく、提出された使用許可申請書

の写しを使用許可書として交付していた。

また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。

使用許可及び免除決定に際しては、施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。

14 津市サンヒルズ安濃（安濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民の健康及び福祉を増進し、文化の向上と生涯教育の振興を図るとともに、歴史的文化を継承し、地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

5 2 2 件

イ 令和3年度歳入額

2, 3 7 8, 3 9 0 円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	2 5 3	2 5 3
金額	0	2, 8 2 7, 7 8 0	2, 8 2 7, 7 8 0

(6) 講評

監査した限りにおいて、指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

15 津市サンデルタ香良洲（香良洲総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民の健康の保持及び福祉の増進並びに教育文化等の向上に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

3 9 6 件

イ 令和 3 年度歳入額

5 7 8, 2 7 0 円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	3 2 8	3 2 8
金額	0	1, 0 5 5, 9 6 0	1, 0 5 5, 9 6 0

(6) 講評

使用料免除に係る決裁の徹底について（指摘）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

使用料及び免除の金額は算定されていたものの、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。

使用料を免除することは、権利（債権）を放棄する重要な意思決定であることから、専決権者による決裁を徹底されたい。

16 津市美杉総合文化センター（美杉総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

産業の振興、社会教育及び文化の向上、保健福祉の増進並びにレクリエーション活動の健全なる育成等を図るため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

4 0 8 件

イ 令和３年度歳入額
３６，３８０円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	０	３９９	３９９
金額	０	１，９０８，３３０	１，９０８，３３０

(6) 講評

監査した限りにおいて、指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

17 津市センターパレスホール（商工観光部商業振興労政課）

(1) 条例名

津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

本市における産業の発展に寄与し、市民の生活及び文化の向上並びに福祉の増進を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

８０件

イ 令和３年度歳入額

４，５８７，０９０円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	０	９	９
金額	０	５７５，５３０	５７５，５３０

(6) 講評

公文書作成時の適切な筆記用具の使用について（意見）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、

当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、9件の使用料減免申請書のうち7件について、申請書下段の減免額算定欄が鉛筆により記入されていた。

減免額決定に係る記入欄が容易に書き換えられる状態にあることは、公文書管理上適切とは言えないことから、消去可能な筆記用具は使用しないよう徹底されたい。

18 津市まん中広場（商工観光部商業振興労政課）

(1) 条例名

津市まん中広場の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民に憩いと集いの場を提供し、住民相互の交流を図るとともに、本市の中心市街地の活性化に寄与するため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

358件

イ 令和3年度歳入額

72,300円

(5) 減免の状況 （単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	51	51
金額	0	23,975	23,975

(6) 講評

使用料免除に係る決裁の徹底について（指摘）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、全ての使用料減免申請書下段の減免額算定欄が記入されていない上、免除決定に係る決裁もなされていなかった。

また、51件の使用料減免申請書のうち、12件に減免理由が記入されていなかった。

免除となっているのは、全て商工観光部内事業によるものではあるが、減免理由が記載されているか確認を徹底するとともに、使用料減免申請書の減免額算定欄を記入し、専決権者による決裁を徹底されたい。

19 津市榊原農民研修所（久居総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

農業の振興及び農業生産性の向上を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

1 8 4 件

イ 令和 3 年度歳入額

0 円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	1 8 4	1 8 4
金額	0	3 1 1, 0 5 0	3 1 1, 0 5 0

(6) 講評

ア 使用料免除に係る決裁の徹底について（指摘）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

使用料及び免除の金額は算定されていたものの、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。

使用料を免除することは、権利（債権）を放棄する重要な意思決定であることから、専決権者による決裁を徹底されたい。

イ 利用者間の公平性の確保について（指摘）

施行規則第 4 条において、使用許可申請期間は「使用しようとする

る日の３月前の日から当日までの間」と定められている。

しかしながら、年度当初に、１年分の使用日時一覧表を添付した申請書を提出した２団体に対して、まとめて使用許可及び免除決定をしていた。

正規の使用許可申請期間の前に使用許可及び免除決定をすることは、利用者間の利用機会の公平性を損ねるものであることから、施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。

20 津市久居農村婦人の家（久居総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市久居農村婦人の家の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

農村地区における婦人及び高齢者の資質の向上及び社会的役割の円滑な遂行を図ることにより、地域の生活改善及び充実に図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

26件

イ 令和３年度歳入額

1,040円

(5) 減免の状況 （単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	25	25
金額	0	26,000	26,000

(6) 講評

使用許可申請書及び使用料減免申請書の適切な取扱いについて（意見）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、全ての使用許可申請書下段の使用料算定欄及び使用料減免申請書下段の減免額算定欄が記入されていなかった。

免除決定に際しては、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入し、公文書としての適切な取扱いを徹底されたい。

21 津市美里農業研修センター（美里総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市美里農業研修センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

農業の振興及び農業生産性の向上を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

14件

イ 令和3年度歳入額

2,700円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	13	13
金額	0	20,470	20,470

(6) 講評

減免基準はないものの、監査した限りにおいて、免除としたものに指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

22 津市一志農村環境改善センター（一志総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市一志農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

農業経営及び農家生活の改善合理化、農業者等農村集落在住者の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、本市における農村環境の改善を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

1 8 4 件

イ 令和 3 年度歳入額

2 9 5, 1 8 0 円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	1 4 1	1 4 1
金額	0	9 3 4, 0 1 9	9 3 4, 0 1 9

(6) 講評

使用料免除に係る決裁の徹底について（指摘）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、使用許可申請書下段の使用料算定欄を記入する代わりに、免除したものについて「使用料減免」というゴム印が押されていた。

また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請について、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。

使用許可及び免除決定に際しては、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。

23 津市白山農民研修所（白山総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

農業の振興及び農業生産性の向上を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

3 2 4 件

イ 令和 3 年度歳入額

56,545円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	60	260	320
金額	49,480	429,130	478,610

(6) 講評

不適正な公金の取扱いについて（指摘）

当該施設の使用料については、設置条例別表（第7条関係）備考において、冷暖房を使用する場合、施設の使用料に10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額を使用許可の際に徴収するものとされている。

ある団体が令和3年9月に当該施設の冷暖房使用を含む使用許可及び減額決定を得ていたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令により当該施設が休止となったため、本来であれば、使用料還付申請書の提出を受けて既納の使用料の全額を還付すべきところ、次の使用許可申請時の使用料に充てていた。

ところが、使用料を充てていた使用日は、冷暖房費が加算されない10月であったため、9月使用分として加算していた冷暖房費相当額が過徴収のままとなっていた。加えて、冷暖房費が加算されない使用日の使用許可においても、誤って冷暖房費を加算した額で使用料を徴収しているものもあり、合計で465円を過徴収していたことから、本監査中に戻出処理を行うに至った。

今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、設置条例及び施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底されたい。

24 津市美里文化センター（美里総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民の文化の振興の用に供するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

52件

イ 令和3年度歳入額

164,210円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	43	43
金額	0	909,410	909,410

(6) 講評

ア 公文書作成時の適切な筆記用具の使用について（意見）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、全ての使用許可申請書及び使用料減免申請書について、申請書下段の減免額算定欄が鉛筆により記入されていた。

減免額決定に係る記入欄が容易に書き換えられる状態にあることは、公文書管理上適切とは言えないことから、消去可能な筆記用具は使用しないよう徹底されたい。

イ 適切な申請書の徴取について（意見）

農業関連団体が、地域農業者を対象とした説明会を開催するに際し、美里総合支所地域振興課が使用許可申請及び減免申請を行い、使用許可及び使用料の免除決定を受けていた。施設を使用して説明会を開催するのは当該団体であるから、当該団体が使用許可を得る必要があったものである。

設置条例第10条においては、使用権利の転貸は禁じられているところであり、申請者と実際の使用者が異なると、使用料を徴すべき相手方、適用すべき減免基準が異なることになり、減免対象とならない団体等を減免してしまう恐れがある上、使用上の責任の所在も不明確になることから、内容を十分に確認し、真に施設を使用する団体等から、使用許可申請書及び使用料減免申請書を徴取するよう徹底されたい。

- (1) 条例名
津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例
- (2) 設置目的
本市における住民の教育、文化等の向上並びに福祉の増進を図るため
- (3) 減免基準の有無
有り
- (4) 使用料の徴収状況
ア 総件数（減免分を含む。）
575件
イ 令和3年度歳入額
2,909,170円
- (5) 減免の状況 (単位：件、円)
- | 区分 | 減額 | 免除 | 合計 |
|----|----|-----------|-----------|
| 件数 | 0 | 102 | 102 |
| 金額 | 0 | 3,098,760 | 3,098,760 |
- (6) 講評
監査した限りにおいて、指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

第10 結び

監査の目的でも述べたが、公の施設に係る使用料は、住民が施設を利用する対価として、受益者負担の原則に基づき徴収するものであり、使用料を減額又は免除することは、本市が有する権利（債権）を放棄する特例的な取扱いである。

使用料の減免は、各施設の設置条例において「市長が特に必要があると認めるとき」にできると規定されており、市長決裁により、減免基準を策定し、津市事務専決規程に基づく決裁権者が減免決定すべきものである。

監査の対象とした25施設のうち11施設においては、減免基準がない中で減免決定がなされており、さらに減免決定に係る決裁がなされて

いない施設も複数確認された。

一方、減免基準が策定されている施設においても、部長級職員までの決裁権者による決裁で減免基準が策定されているもの、減免対象の範囲が不明確であるもの、減免率の定めがないものなど、減免基準として十分とは言えない内容のものが数多く見受けられ、どの基準を適用して免除となっているのか判別できない事例や、減免決定の決裁がなされていない事例も散見された。

また、使用料の減免決定に至るまでの使用許可申請書の受付、使用許可書の交付、使用料徴収に係る一連の事務処理においても、担当者が、設置条例及び施行規則に定められた事務手続きを十分に理解しないまま、前例踏襲により、施行規則の内容、所定の様式を形骸化させるような不適切な事務処理も散見された。その結果、意図せず利用者間の公平性を損ねている事例も見受けられ、現状の事務処理体制は危うさを内包していると感じたところである。

使用料の減免決定に当たっては、客観的かつ明確な減免基準がない限り、決裁権者に裁量の余地が生じ得るものであり、公正公平であるべき使用料の減免事務に求められる説明責任を十分に果たすことはできない。

津市公正公平な市政の確保に関する条例に掲げる透明性の高い公正公平な市政の確保に向けて、施設の特性に応じた公平かつ統一感のある減免基準の策定を望むとともに、条例、規則等を遵守した事務処理が徹底されるよう、組織としてのチェック機能が十分に働く内部統制の強化に取り組むことを強く要望して、本監査の結びとする。

以上